

民報ながとろ

9条改憲急ぐべきでない 68%

消費税70%増税反対 54%

原発再稼働反対 61%

民意無視はごめん!!

十二月定例議会報告

十二月議会が六日から開会され、九名が一般質問

平成三十年度の一般会計補正予算、長瀬町地域経済けん引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例、町税の一部改正の条例の認定、ならびに指定管理者の指定、長瀬町副町長の選任、教育委員会委員の任命、人権擁護委員候補の推薦についてなどを審議し、田村議員はいずれも賛成しました。

消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願が秩父地区労働組合連合会等から出され、田村議員は賛成しましたが反対多数で否決されました。

田村議員の一般質問

一、憲法二十五条で国民の権利として保障されている生活保護の過去五年間の推移と周知はどのように行われているか

二、国民健康保険税の負担感が強いが、小鹿野、皆野町でも均等割の減免が実施されると聞いているが長瀬ではどうか。

三、通学路の危険なブロック塀の調査などを実施する考えは？

当局答弁

一、平成二十六年度から三十年度にかけて、二十世帯後半から三十世帯前半で推移。町の健康福祉課で相談を受けつけ、秩父福祉事務所で受給を判断している。

二、県が示す国保税の算定方式

を検討しなければならぬ。新たな減免は考えていない。

三、学校の施設内には無いが、通学路は現在調査中。危険箇所には赤色テープを取り付けている。

田村議員の感想

一、答弁は要領を得ず、国民の権利として生活を守る最後のセーフティネットワークとして扱われていない感が残る。

二、近隣町で実施されるようとしているのに、減免する考えはないというのは事故が起こる前に修理を、国から補助

三、

請願一件

「消費税増税中止を求める請願」が秩父地区労働組合連合会、秩父民主商工会、新日本婦人の会秩父支部から提出されましたが賛成少数で否決されました。

憲法 25 条の生存権…生活保護受給は国民の権利の行使

現実には権利行使に三つの障害

- ① 保護受給はほどこした、恥だなどの誤った宣伝…某大臣過去の発言等。
- ② 知らされていない、周知が徹底されていない。
- ③ 水際作戦（申請前にいろいろな理由を言って追い返す）

憲法 25 条 (1) すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(2) 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

2017年度の自治体別保護相談件数と新規申請数(受給数)

	相談件数	受給数
長瀬町	14件	8件(長瀬町では11月現在)
皆野町	28件	14件
小鹿野町	27件	12件
秩父福祉	9件	9件

受給に至るまでには資産、預貯金などの有無がありますが申請は自由にできます。

生活相談は下記へ

田村つとむ 26-7528 長瀬町本野上 178-1

日本共産党発行



日刊 3497円
日曜版 823円

ぜひ、ご一読を

○暮らし、福祉問題、国会論戦、地方議会の決議、弁護士、学者、市民団体、青年の運動を一番詳しく報道する「しんぶん赤旗」
○共産党は政治腐敗の温床となる政党助成金を受け取っていません。募金のご協力を!



<http://www.jcp.or.jp/>

魅力は紙面が丸ごとスマホやタブレット、パソコンで読めること。いま、他党派、メディアからも注目されています。問い合わせ、申し込みはこちら

しんぶん赤旗の電子版

7月2日スタート!